記

1　申請に係る ② の ③ をする内国法人名（当該内国法人が申請者である場合にあっては、当該 ② の ③ をされる資源開発法人名）

2　当該 ② の ④ 及び金額

3　当該 ② の区分（ ⑤ ）

上記の申請は、租税特別措置法施行規則第22条の45第２項の規定により認定します。

※付記

経済産業大臣

記名押印

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　※印のある欄には、記入しないこと。

3　 ① 、 ② 、 ③ 、 ④ 及び ⑤ 部分には、これらに代えて、次の株式等又は債権の区分に応じ、下表に掲げる字句を記入すること。

株式等又は債権	①	②	③	④	⑤
1　資源開発事業法人の株式等	第６号イ	株式等	払込み又は取得	払込み予定年月日又は取得予定年月日	株式・出資、設立・増資等
2　資源開発投資法人の株式等	第６号ロ				
3　資源開発法人に対する債権	第６号ハ	債権	取得	取得予定年月日	貸付金・社債

様式第７（第２条関係）

租税特別措置法第68条の43第２項第７号の購入資源株式等であることの認定申請書

経済産業大臣　　殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認定番号	
特定法人の区分	
申請者名　　（署名又は記名押印）	
住所	

下記の株式等が租税特別措置法第68条の43第２項第７号の購入資源株式等であることについて、租税特別措置法施行規則第22条の45第４項の規定による認定を受けたいので、申請します。

記

1　申請に係る株式等を取得される資源開発事業法人名

2　当該株式等の取得予定年月日及び金額

3　当該株式等の区分（株式・出資、設立・増資等）

上記の申請は、租税特別措置法施行規則第22条の45第４項の規定により認定します。

※付記

経済産業大臣

記名押印

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　※印のある欄には、記入しないこと。

○経済産業省告示第七十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆

表の委任した予算科目名の欄中

「産学連携人材育成支援事業費補助金
産業技術研究開発施設整備費補助金
地域企業立地促進等事業費補助金」

を

「産学連携人材育成支援事業費補助金
大学等技術移転促進費補助金
新規産業創造技術開発費補助金
地域企業立地促進等共用施設整備費補助金
先進的植物工場推進事業費補助金
先進的植物工場施設整備費補助金
低炭素型雇用創出産業立地推進事業費補助金
地域イノベーション協創プログラム補助金（地域イノベーション創出共同体中小企業等環境配慮活動活性化促進事業費補助金
資金供給円滑化信用保証協会基金等補助金（資金供給円滑化信用保証協会基金補助事業及び流動資産担保融資関連保証対策費に限る。）」

を

「資金供給円滑化信用保証協会基金等補助金（資金供給円滑化信用保証協会基金補助事業及び流動資産担保融資関連保証対策費に限る。）
地域企業立地促進等共用施設整備費補助金
事業環境整備対策費補助金（中小企業海外展開支援事業に限る。）」

に、

「地域企業立地促進等共用施設整備費補助金
事業環境整備対策費補助金（中小企業海外展開支援事業に限る。）」

を

「資金供給円滑化信用保証協会基金等補助金（資金供給円滑化信用保証協会基金補助事業及び流動資産担保融資関連保証対策費に限る。）」

に、

「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、地域経済情報化基盤整備費、小規模事業海外市場進出支援事業費のうちＪＡＰＡＮブランド育成支援事業及びＪＡＰＡＮデザイン海外販路開拓支援事業、新事業活動促進支援、中小商業活性化